

マイクロチップ装着済みの犬の飼い主の方へ



環境省指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にマイクロチップの登録が済んでいる犬の各種変更手続きは、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きすることが義務付けられています。

サイト（<https://reg.mc.env.go.jp/>）での手続きをお願いいたします。

サイトで手続きしていただくと、市への届出は不要です。



環境省指定登録機関

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイト

※コールセンター：03-6384-5320

紙申請対応窓口電話：03-6758-6170

茅ヶ崎市保健所 衛生課
電話：0467-38-3317

《参考》

環境省指定登録機関に登録されている情報

氏名、住所、電話番号、犬の所在地、マイクロチップ識別番号、登録又は変更登録日、個人又は法人の別、電子メールアドレス、犬の名、犬の品種、犬の毛色、犬の生年月日、犬の性別、犬の特徴となるべき事項、狂犬病法施行規則第4条に規定する登録年月日及び登録番号

登録事項に変更が生じたときは、変更が生じてから30日以内に登録事項の変更手続きをお願いします。変更手続きに必要なマイクロチップの識別番号・暗証記号はどちらも登録証明書に記載されています。

狂犬病予防法に基づく手続きと環境省指定登録機関への届出との関係

| 内容 | 環境省指定登録機関 | 市 |
|-----------------|------------------|---|
| 市外からの転入 | 所有者の変更登録をお願いします。 | 環境省指定登録機関から市へ通知が届くため不要。前住所地の自治体で鑑札を交付されていた場合は、鑑札返納届出書に鑑札を添えて届出が必要です。 |
| 飼い主の変更（市内→市内） | 所有者の変更登録をお願いします。 | 環境省指定登録機関から市へ通知が届くため不要。 |
| 市内での転居 | 所有者の変更登録をお願いします。 | 環境省指定登録機関から市へ通知が届くため不要。 |
| 市外へ転出 | 所有者の変更登録をお願いします。 | 転出先の市町村へお問い合わせください。 |
| マイクロチップを取り外した場合 | 死亡等の届出をお願いします。 | 環境省指定登録機関から市へ通知が届きますが、別に犬のマイクロチップ除去届出書を提出し、鑑札の交付を受けてください。（手数料：1,600円） |
| 犬が死亡したとき | 死亡等の届出をお願いします。 | 環境省指定登録機関から市へ通知が届くため不要。 |

